

## 令和5年度勝田二中学区市政懇談会

日時：令和5年7月8日（土） 10：00～11：30

場所：二中コミュニティセンター

【事前質問】	2
1 枝川自治会 鳴戸川護岸に設置の土のう袋について	2
（河川課回答）	2
2 枝川自治会 枝川第二災害時現地連絡所の土のう袋の管理について	2
（生活安全課回答）	2
3 津田東自治会 津田第2公園最終整備の早期着工のお願い	2
（公園緑地課回答）	2
【懇談内容】	3
1 二中学区地域をつくる会 自治会の負担軽減及び企業ボランティアの活用について	3
（市民生活部長回答）	3
（市長補足）	4
2 一般参加者 自治会組織のあり方について	4
（市長回答）	4
3 一般参加者 武田本町線の現状と今後の計画について	6
（都市整備部長回答）	6
4 一般参加者 新中央図書館建設に伴うコミセン図書室の今後のあり方について	6
（教育部長回答）	7
5 津田第一自治会 津田コミュニティセンターの建替えについて	7
（市民生活部長回答）	7
6 市毛北自治会 市税等の財政状況について	8
（総務部長回答）	8
（市長補足）	9
7 津田東自治会 空き家対策について	10
（市民生活部長回答）	10

## 【事前質問】

### 1 枝川自治会 鳴戸川護岸に設置の土のう袋について

土のう袋が破れている状態である。いざという時のために対応してほしい。

#### (河川課回答)

枝川地内の鳴戸川・下江川・旧早戸川において令和元年度より河川氾濫などの浸水被害の防止のため、河川敷の土砂撤去および河川区域内の樹木伐採を行っているところであります。

ご指摘の箇所は、護岸（既存法面）の洗堀防止のために土のうを設置したものであります。しかし、土のう袋が破損している状況であるため、順次、現場状況に見合った補修を実施してまいります。

### 2 枝川自治会 枝川第二災害時現地連絡所の土のう袋の管理について

枝川第二災害時現地連絡所に設置されている土のう袋について、袋が傷んでおり、草などが生えてきている。現状を把握し、災害時など必要とされる場面において機能を果たせるように対応してほしい。

#### (生活安全課回答)

枝川第二災害時現地連絡所の土のう袋につきましては、出水期を迎えるにあたり、今般6月8日及び29日に土のう1,000袋を災害発生の際に活用できるよう更新し、整備したところです。

また、第一災害時現地連絡所につきましては、昨年度に土のうを更新し、500袋を整備しております。

当該連絡所の土のうにつきましては、市において適切な管理に努めてまいります。

### 3 津田東自治会 津田第2公園最終整備の早期着工のお願い

津田東地区には4つの街区公園があるが、津田第2公園だけ整備が完成していない。簡易水道、ベンチ、防草シート整備はしていただいたが、日よけ(東屋など)や遊具・健康器具などを備えた、誰もが集える憩いの場となる公園の早期完成を希望する。

#### (公園緑地課回答)

日頃より、津田第2公園を管理いただいている地域の皆様に心より御礼申し上げます。

ご質問の「津田第2公園の施設整備」につきましては、これまでに「園内の芝張り」、「外周フェンス設置」、「水飲み場設置」、「ベンチ設置」など段階的に整備を実施してきたものの、津田東地区の他の公園と比較しますと、休憩施設、植栽、公園灯、遊具施設が未

整備となっております。

津田第2公園は、芝生の手入れや除草など管理が行き届いた公園として、これまで芝生広場という特徴を活かし、グラウンドゴルフや子どものボール遊びが出来る場として、地域の皆様に利用していただいております。

ご提案のありました日よけ（東屋など）や遊具・健康器具などの設置につきましては、安全確保のため、周囲にある程度のスペースが必要となり、広場が狭くなってしまうなど、これまでの利用形態に一定程度の制約が生じますことから、市としましては、津田東地区に4箇所ある公園それぞれについて、地元との協議を踏まえたうえで、それぞれに特色のある公園として整備を図って参りたいと考えております。

## 【懇談内容】

### 1 二中学区地域をつくる会 自治会の負担軽減及び企業ボランティアの活用について

自治会長の負担軽減を図るために、自治会長への依頼事項の見直しを行い、今年度から地域スポーツ指導員の制度がなくなる話を聞いて感心した。

勝田マラソンでは、地域スポーツ指導員の担っていた役割は企業ボランティアでカバーするようであるが、企業ボランティアに在職中から市の行事に参加してもらえれば、退職後も地域活動に貢献する方が増えるのではないかと思う。

令和3年度の調査では、自治会長に100件近い依頼事項があったが、昨年からの見直しでどのくらい減ったのか。また、それをカバーするために企業ボランティアを今後どのように活用していくのか伺いたい。

#### （市民生活部長回答）

自治会長の皆様には、まちづくり活動に熱心に取り組んでいただきまして、本当にありがとうございます。

行政や社会福祉協議会からと、様々な団体からいろいろなお願い事があるかと思えます。先ほど会長の方から数字的な145件というようなお話がありましたけども、昨年の5月から、自治会の負担軽減のガイドラインという庁内のルールを運用しまして、やってきております。

今、手元に取りまとめた数字を持っておらず、大変申し訳ありませんが、昨年度を終えて、一定の効果、軽減が図られているということは伺っております。

市報と合わせて配布いただいているものについても、できる限り別紙ではなくて、市報に掲載する等、簡素化できるものは簡素化しております。先ほど、会長さんの方からお話がありました、それぞれの委員の推薦については、人探しで本当に苦勞をされていると思います。先ほどの地域スポーツ指導員は、スポーツ協会の取り組みの一つとしてやられていたわけですけども、もう一つ、市の方ではスポーツ推進法に基づくスポーツ推進委員と

いう同じような活動される方を 50 人ほど委嘱しておりますので、同じような活動が統一できるのであれば統一していこうという形で取り組みをさせていただいております。

今後も自治会の会長さんはじめ、自治会の皆様方の活動の負担というものを少しでも解消できるように、市全庁的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。数字的なものは申し訳ございませんが、後程お伝えさせていただきます。

#### (市長補足)

地域の担い手をどのように確保していくのかということに関しては、本当に大きな課題であると思ひています。

市役所も今度の春、定年退職者がいません。定年が 2 年に 1 歳ずつ上がり、61 歳、62 歳となつていって、10 年間で 65 歳と行政の方も定年が遅くなります。企業はもう当たり前で 65 歳ぐらゐまで働く、場合によつて 70 歳が働く、そういう状況でありますので、現役の時から地域とかいろんなものに関わつていただけるといふような状況をどういふふうにするのかご理解をいただけるのかということ、私もいろんな企業に行つたときに、総務部長さんを中心に、一定の年齢の方々に希望される方を、働いている間から地域に出していただけて、いろいろな人間関係がわかることによつてまた企業の方にもメリットが出てくる。こういうような関係づくりをできるような働き方にしてもらえないかということ、今一生懸命お願ひしているところでございます。

そういった企業の OB の方もたくさんいらっしゃると思ひますが、我々もそういうアプローチをしながら、皆さんの方もそういう方がいらっしゃつたらぜひご紹介をしていただきながら、会社の制度と本人がやるというのであれば、できるような状況というものをうまく作つていきたいなといふふうにお願ひしておりますので、ぜひそういう視点を一緒に共有しながら、進めていければと思ひています。

## 2 一般参加者 自治会組織のあり方について

市の自治会の加入率は、40 年前は 90%以上だったが、現在は 52.1%だと知つて驚いている。これは、自主防災会、福祉の面においても、半分の世帯しか連絡がとれない状況であるということである。年間 1.1%ずつ減少しており、あと 2、3 年経つと 50%を割つてしまひ、この数字の意味は大変重いのではないかと感じている。

ひたちなか市では、地域のことは地域で運営するといつた方針であるが、平塚市では地域の運営は市の職員が行っている。少子高齢化ということを見ると、当市も基本条例のコンセプトを見直して市民にもう少し寄り添う、行政も一緒に考えていく等、そういう姿勢が必要なのではないか。このことについて、市長はどのように考えているのか伺いたい。

#### (市長回答)

大変幅広いご意見、ご提言だといふふうにお願ひしております。

これは、公共施設マネジメントの話にも通じると思うのですが、やはり時代の変化というものと現実とのバランスをどういうふうに見ながら、今我々は何をしていかなければいけないのかと、これはやっぱり考えなければいけない時期にいろんなところで来ているのだろうなというふうに思っております。

私は自治会の機能というのは非常に大切だと思いますし、私も自治会員として市長でありながら役も受けることがあります。コミュニティというその組織も、現実的にこういう形でやっているということでもありますので、50%になってきたという現実を受け止めながら、何とか担い手も含めて自治会の機能は大切だから入ってくださいねというような形で、加入を促進していくということを我々もしっかり一緒にやっていかなければならないと思っています。

そういった一環で、例えば、ひたちなか市は新しく家を建ててくれる人が非常に多くなっていて、これはいいことではあるのですが、一方でこれが自治会の加入率を引き下げているということもありますので、引っ越してくる前にデベロッパーさんからこの区画は全部自治会に入るといようなアプローチをしてもらってうまくいっているような事例もありますので、様々な努力をしながら何とか自治会に入ってもらって、理解していただく、ガイドブックをつくりながらやっていく、ということをやっているかなければならないと思います。

これもより活発化させていただいて、コロナで止まったいろいろな行事もやりながら、やっぱりこういう多世代の交流はいいねということで、魅力を感じてもらうようにやっていくことは非常に大切だと思います。

ただ一方で、それですべてが解決するかというとそうではなくて、やはり人口減少とか、いろんな形の中で刻々と状況が変わっているということも、また一方なんです。なので、先ほど人口減少をどうやって遅らせるかが、その減り幅を減らすのかと同じような意味で、自治会の加入率を何とか減り幅を抑えて、その減るスピードを抑えつつ、次のあり方みたいなものをどういうふうにしていくのかということをやったり考えていく、そういうことも必要だと思っています。

ただ、もう一つはやっぱりそれぞれの地域、地域の事情とか、合意形成等のレベルは現実問題としてあると思います。ですので、これをどういうふうに進めていくのかということとは、それぞれの地域、一律にはいかない問題でもあるのだろうなと思っています。

ですので、その地域とコミュニティのいろんな状況、地域の方でも市民会議等を通じながら活発に議論をしていただきつつ、我々も我々でそういった人口減少や社会の変化に対応した形での一つの形はどういうふうになっていくのか、こういったことも踏まえて、私の方でも、いろんな経験のある方々も交えながらやっていかなければいけないのかなと思います。いずれにしても非常にこの環境変化と現実的な痛みを伴うような、そういうような状況も皆様にもご理解いただかないといけない。こういうようなことが、これからいろいろ出てくると思います。

ですので、中長期的な状況を一緒に共有しながら、今というものをどういう形で考えていくのか、こういったことを我々も皆さんと、こういった市政懇談会も含めて話し合えるような状況を作っていきたいなと思っております。

非常に多岐にわたっているところもありますので、それぞれ一つ一つはまた所管もありますけれども、ちょっと今日限られた時間というところで、私のこの話を持って懇談とさせてもらいたいと思います。ありがとうございます。

### 3 一般参加者 武田本町線の現状と今後の計画について

武田地区区画整理地内の 35-122 号線の武田本町線が、途中で途切れ繋がっておらず、十数年同じような状態である。

地権者に対する借り上げの要請等について、どのように進めているのか。また、今後どのような計画で進めるのか。先ほど、令和 11 年頃に目途との話を伺ったが、下水道や道路の具体的な着工時期について、今の時点で分かっているならば説明してほしい。

#### (都市整備部長回答)

まず今お尋ねいただいた場所の確認でございますが、武田土地区画整理事業地内のどちらかといいますと、南東部、コンビニエンスストアのミニストップさん入って道なりに右の方へ行った先が、樹木が茂って行き止まりになっているところで、あそこでよろしいですね。

まず、武田地区の地権者の方は 700 人ほどいらっしゃいまして、日頃からご協力いただいております。

お尋ねの場所については、令和 10 年度までに工事は終わらせて、11 年度には開通したいと考えてございます。

これは当該場所のみならず、武田本町線全体でございますが、今現在の堀口小学校の県道の家、一生懸命、都市計画道路を抜いているところまで含めてですね、10 年度には県道あたりまでぐるっと回るようにやりたいと考えているところでございます。

またお尋ねのところについては、個別の事情というのは、いろいろそれぞれでございますが、内容についてはお答えできないというところでございますが、あのところ居宅がありますので、まずは次に移るご自宅の改築ですとか、そういうものが進んだ後に順次、排水整備ですとか、道路の築造など進めていく形であります。

今のところ順調にいて令和 11 年という形になりますので、あくまでも相手の方のご理解ご協力、他のところもそうですけれども、すべてにおいて、ご協力いただいた場合ということになりますので、ご理解いただければと思います。

### 4 一般参加者 新中央図書館建設に伴うコミセン図書室の今後のあり方について

ひたちなか市は 15 万人都市であるが、埋蔵文化財センターや市民交流センターは小さ

くて狭いような印象がある。市民サービス向上の面からよく考えた上で、新しい図書館を建てていただきたい。

また、コミセン図書は、市立図書館が各コミセンに本を配って、それを地域の人に利用してもらおうというシステムで、便利な仕組みだと思うが、蔵書数が少なく利用者もあまりいない。一方、東海村では立派な図書館があり、コミセンでネット予約した本を受け取ったり、読んだ本を返却したりすることができる便利なシステムがある。

中央図書館を建て替えるにあたり、図書館のシステムをかなりいじらなければいけないと思うが、コミセン図書をどのようなあり方にしていくのか一緒に検討していただきたい。

#### **(教育部長回答)**

新しい図書館については、今の予定ということになりますけれども、中央図書館の規模としては、今の倍以上という形になります。蔵書数としては、40万冊を予定しております。それから面積としても、4500平米ということになりますので、今の中央図書館の倍以上の規模になってまいりまして、これから諸室についても検討をしてまいります。

市民の皆さんが利用しやすいような図書館になるよう、これからもいろんなご意見をお聞きしながら、作ってまいりたいと考えております。

それから、それぞれのコミセンのシステムと図書館のシステムを繋げる形で、利用貸し出しをできるようにすればいいのではないかなというご提案でございますけれども、三つの図書館ではそういった形がとれるようにはなっているのですが、回線をつなぐためのシステムの改修ですとか、いろいろと費用的な問題もございますので、ご意見として承りたいというふうに思います。検討課題というような形にはなってくるかと思っておりますけれども、一つのご提案として承りたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### **5 津田第一自治会 津田コミュニティセンターの建替えについて**

津田コミュニティセンターの建替えについて、6年前に地域から市に要望書を出しているが、現在どのような状況にあるのか。

常磐線の西側の地区には複合的な公共施設がなく、津田コミセンも老朽化により改修工事をしながら使用している状況で、集会所も手狭であり、バリアフリー化の問題もある。

地域住民は津田コミセンの掃除や除草作業に協力的で、コミセンの利用団体数も多いため、高齢者が気軽に何かをできるような施設に建て替えをお願いしたい。

#### **(市民生活部長回答)**

津田コミセンの建て替えのご要望につきましては、昨年のご意見、ご要望いただいたところでございます。

どういう計画の位置付けとございますか、市の方では、第三次総合計画の後期基本計画において、老朽化しているコミセンについては建て替えを検討していくというような記載が

されているというふうに思っておりますけども、具体的にどのコミセンをいつ建て替えるかという計画は、今のところない状況になります。

以前から、2 中学区の方から常磐線の西側には公共施設がないという声を聞いているという中で、やはり津田コミセンを建て替えるにしても、ただ建て替えるのではなくて、どのような機能を持たせるのか、集約してまとめてコミセンとして合わせて建てるのかというようなことを今後、意見交換をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

令和8年からは、第4次総合計画という計画が進みますけども、その前段の計画の取りまとめの段階で、その総合計画でどのように位置付けていくのか、どういう文言で位置付けていくのかということも大事になってきますので、これからやっていきます公共施設のマネジメント計画の中で、計画の位置付けも含めて、皆さんと意見交換をさせていただきながら、進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 6 市毛北自治会 市税等の財政状況について

予算をみると、令和4年度から5年度にかけて市税が増えているが、市税の状況は他市町村に比べてどのような状況にあるのか。

また、様々な事業を展開するにあたり、歳入を増やさないといけないと思うが、市民税や固定資産税を抑えながら、他のところから歳入を入れて予算を組むことは考えているか。

### (総務部長回答)

ここのところ税収が増えているのではないかというお話がありましたけども、最近増えているのはコロナ禍を過ぎて、企業の業績が上向いてまいりまして、税収が若干増えてきたというところなんです。

それに伴って、国から交付されるお金或いはコロナワクチンの業務や給付金関係の給付業務、一部入ってくるものが増えたので、歳入が増えているという部分もあるんですけども、税収が増えているという部分に関しては、企業業績が上向いて、市民の所得も若干上向いてきたといったところが主な原因となっています。

市としては、やはり財政運営をしていく上で、税収をなるべく多く確保していきたいということで、税収増を目指していくわけですけども、やはり基本的には、このひたちなか市に住んで働いていただいて、或いは事業展開していただいて、所得を得てそこから納税をしていただく。そういう方を増やしていくと。今の中で人口減少時代、大幅に増やしていくということは、この先難しいかもしれませんけれども、なるべく維持をしていくということで税収を増やしていくという、そういう取り組みをしていこうとしております。

それ以外の別のところから、そういった工夫としてはふるさと納税がありまして、ふるさと納税の取り組みで、よその方から納税をしていただくとか、よそから寄付金を幾らか増やしていくというふうにもしております。



そういったところで、基本的には、住む人を増やして、所得を増やして、そのためには企業誘致をしていく、そういった努力をして、税収を安定確保していこうとしているところでございます。

#### (市長補足)

もしかしたらその仕組みはわかっていると言われるかもしれませんが、去年、私の選挙に絡んで、ちょっと事実と違うような話が出ていたので、そこも踏まえて私の方から補足をさせていただきます。

まず、去年上がったのは国保の税金。国保の納入金額が上がったら、市税も上がるのではと、そんなのけしからんという話、チラシが出ていました。これは全くのミスリードでありまして、市税は国でその税率が決まっておりますので、市でどうのこうのできるものではないです。

ですので、国保税と市税をくっつけて、国保が上がるから市税が上がるというのは、全くのミスリードだということを認識していただきたいなと思います。市税は、国で全部一律にどのまちも決まっているものでありますから、これを我々がいじることは基本的にはありません。では、国保はどうなんだと言った時に、先ほど、一般会計は588億となっておりますが、それとは別に実は特別会計というのがあって、その目的ごとにお財布を分けています。国保は国保で、特別会計という国保は独自の会計制度というのがあります。そしてこの国保自体は、先ほどの社会保障制度で国の制度です。そして、お金を集めて運営しているのは、県が運営をしています。そして、それに必要な額を市が皆さんから納めていただくように徴収をさせていただいているのが、国保の制度です。

ひたちなか市は、この国保に関しては19年間ほとんど改正をせずにやってきました。しかし、国保の人員の状況であったり、高齢化の状況であったりとか、いろんな状況が変わっていく中で、県の方に納めなければいけない負担金がどんどん大きくなっていくのにもかかわらず、皆さんから納めていただく国保のお金は少ないという状況がずっと続いていました。これは赤字です。赤字をどういうふうに埋めていたかという、先ほどの違うお財布、一番大きなお財布の一般会計から赤字補填をしていたというのが、国保の現状でした。

しかし、これは持続可能な社会保障のあり方とは違いますよねということで国から厳しく指導がはいていました。さらには、これもいつまでも続けているのであれば、地方交付税とか違う補助金、余裕があるのしょうからカットしてきますよと、ざっくばらんに言うところの話になった。これはやっぱり一つ一つ正していかなければとこういうようなことで、一般会計からの赤字補填をやめるということは、国保の特別会計で納入金額と入ってくるお金のバランスをとらなければならない、こういうような状況になりましたので、他のまちは何年に1回ずつ改定していったです。で、我々も、もう19年間これを見て見ぬふりはもうできないということで、いろいろ調整をして、それでも、皆さんのその影

響が何か月くらいにしようということでもいろいろ確認をしながら、それでもやっぱり上がるというような人が多いような改定になってしまったのが、この間の国保の改定という形になります。

ですので、この国保は国保で、お財布でやりとりをしているという中で、国への納付金、皆さんからいただくお金をしっかり合わせていくという改定が、この間あったというのもご理解いただきたい。これがあるから市税も上がってしまうのではないか。そんな放漫経営をしているのではないか。これは全く違うような状況でありますので、ここはぜひご理解をいただきたいなと思っています。

## 7 津田東自治会 空き家対策について

最近、相続放棄された近所の空き家を買いたい人がいたため、空家対策室に相談をしたが、税法や法律上の問題があり購入に至らなかった。市内では空き家がかかなり増えており、法律上の問題はたくさんあると思うが、県と相談しながら、空き家対策を強力に進めていただきたい。

また、新築は増えているが、空き家は全然売れていないため、建設会社に空き家を購入してもらえそうな法律を作ることも考えていただきたい。

### (市民生活部長回答)

空き家対策につきましては、専門の部署を市民活動課の中に配置して対応しております。対応に当たりましては、まず空き家を発生させない、それと、空き家を有効に活用しましょう、もう一つ、空き家の管理できてないものを解消していきましょと、この三つの柱に今取り組んでいるところでございます。

行政だけではなくて、不動産の専門家や法律の専門家の方に協議会の委員になっていただいて、空き家対策推進協議会を設置して、意見交換をしながらこういう事例があるのだけど、どうしたらいいのだろうと助言をいただいているというようなこともございますので、そういった中で専門家の意見を聞きながらどう対処すればいいのか、買いたいけど買えないとか、そういった法律上の制約、調整区域という中では出てくるのかと思われまますので、その辺の解決方法等について、相談しながら対応していきたいと思っております。

引き続きそういう形で進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。